



今回は散布後に残った散布用希釈液の処分方法について紹介します。



宮農経済課 TAC
藤井 拓也

農薬を散布し残った散布用希釈液やタンク等の洗浄水はどのように処理していますか？
排水路や河川、下水道に捨てるのは環境汚染にも繋がる恐れがありますので絶対にやめましょう。

希釈液や洗浄水の処理について農薬工業会が作成した「使用残農薬の管理と処分に関するガイドライン」には、以下のように記載されています。

- 農薬は計画的に購入し、余らせて廃棄することのないようにすべて使い切る。
- 余った希釈液は他の容器に移し替えず、散布むらの調整に利用するなどして必ず使い切る。
- 散布器具等の洗浄水は、ほ場内で処理をする。

農薬の散布は必要な量だけを秤量して散布量を調整することが大切ですが、やむを得ず残る場合もあります。このような時は、農薬を散布したほ場に散水するなどして適切に処理し、排水路や河川等に直接排水することはやめましょう。

また、廃棄する資格がある産業廃棄物業者に処理を委託するなどの方法もあります。

おすすめ

紙バックシーリングテープ

開封
しやすい



【特許出願中】

紙テープにベストマッチ！
※PET,PPテープにもご利用頂けます。

□ 特長

- ☑ ストロークが軽い！
- ☑ 仕上がりがきれい！
- ☑ 連続作業でも疲れない！



- 紙バックシーリングテープ
9mm × 50m(1巻)
色(赤・緑) 税込150円
- バックシーラー機
税込2,400円